

「フレイル対策の住民向け普及啓発業務」
公募型プロポーザル募集要領

令和3年7月21日

1 事業の目的

フレイル予防は早めに気づいて適切な取組（栄養、身体活動、社会参加）を行うことで、進行を防ぎ健康に戻ることができるため、住民個人の取組も重要であるが、フレイルの認知度は低い状況である。

このため、フレイルの日*である2月1日を中心に県内の高齢者（65歳以上の県民）を主として広く周知することにより、フレイル予防について正しい理解広め、自ら予防に取り組むことができるよう、普及啓発を図ることを目的とする。

※フレイルの日：一般社団法人日本老年医学会、一般社団法人スマートウェルネスコミュニティ協議会、日本老年学会、一般社団法人日本サルコペニア・フレイル学会の4団体が共同で2020年に制定したものの。

2 業務概要及び仕様

(1) フレイル対策の住民向け普及啓発業務

(2) 委託料の上限

9,000千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

(3) 業務内容

別紙「フレイル対策の住民向け普及啓発業務委託仕様書」のとおり

なお、委託業務の実施に関して、受託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、県と契約予定者で協議の上、決定する。また、実際の業務内容や進め方については、逐次県と協議して決定する。

(4) 委託契約期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

3 主なスケジュール

| 項目 | 日程 |
|-----------------|-------------------|
| 企画提案募集広告・応募受付開始 | 令和3年7月21日（水） |
| 質問書の提出期限 | 令和3年8月2日（月）17時まで |
| 質問に対する回答の公表 | 令和3年8月5日（木） |
| 参加表明書の提出期限 | 令和3年8月12日（木）17時まで |
| 企画提案書の提出期限 | 令和3年8月19日（木）17時まで |
| プレゼンテーション審査の実施 | 令和3年8月30日（月）（予定） |
| 審査結果の通知 | 令和3年8月31日（火）以降 |
| 契約締結 | 令和3年9月上旬 |

4 参加資格に関する事項

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たしているものとします。

- (1) 本業務の目的に沿った事業が確実に履行できる法人又は団体であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 福島県から競争入札への参加資格制限等を受けていないこと。
- (4) 委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有すること。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の規定によるもの）、または暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係していないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。
- (7) 県との協議に柔軟、真摯に対応できること。

5 実施要領等の入手方法

実施要領及び参加表明書等の様式については、福島県保健福祉部健康づくり推進課（以下健康づくり推進課）という。）のホームページからダウンロードして入手してください。

なお、健康づくり推進課の窓口又は郵送等での配付は行いません。

6 質問書の提出

- (1) 提出書類
質問書（第1号様式）
- (2) 提出期限
令和3年8月2日（月）17時まで（必着）

- (3) 提出方法
電子メールにより提出してください。

また、件名は「フレイル対策の住民向け普及啓発業務に関する質問」とし、電子メールの送信後に、その旨を電話にてお知らせ下さい。なお、電話による質問の受付は行いません。

- (4) 回答方法
質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、健康づくり推進課のホームページにて公表します。
なお、個別の回答は行いません。
- (5) 回答日時
令和3年8月5日（木）

7 参加表明の提出

本プロポーザルに参加する意思がある者は、参加表明書（第2号様式）を以下により提出してください。なお、この提出がない者の企画提案は受け付けません。

(1) 提出期限

令和3年8月12日（木）17時まで（必着）

(2) 提出方法

電子メールにより提出してください。

また、電子メールの送信後に、その旨を電話にてお知らせください。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書及び工程表

次の「提案1」から「提案3」までを記載した企画提案書（表紙を除き12ページ以内。日本工業規格A4判（横）、文字サイズは12ポイント以上を使用すること。その他の様式は自由とする。）を提出してください。なお、イ〜カは提案書のページ数に含めません。

提案1：考え方

県民のフレイルについての認知度の向上と理解の促進を目的に、より多くの県民に周知する方策について提案すること。

提案2：事業の実施内容

2の仕様に基つき提案すること。その他、当事業の目的を達成するための独自提案をすること。

提案3：事業効果の設定と検証

事業の結果とその効果を検証する方法を提案すること。

イ 団体等概要（第3号様式）

ウ 業務実施体制書（第4号様式）

エ 担当者経歴書（第5号様式）

オ 参考見積書（任意様式、A4判）

カ 定款又は寄付行為の写し（法人格を有しない場合は、団体規約の写し等運営規約に相当するもの）

キ 法人登記簿の写し（申請受付日の3ヶ月以内のもの）

※法人格を有しない場合は、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類）

ク 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（第6号様式）

(2) 提出部数

ア～オ：6部（正本1部、副本5部）、カ～ク：1部（正本1部）

(3) 提出期限

令和3年8月19日（月）17時まで（必着）

(4) 提出方法

持参又は郵送してください。アについてはPDFデータでも提出してください。

持参の場合は、県庁開庁日の午前8時30分から17時15分までとします。ただし、提出期限は当日は17時までとします。

9 企画提案書等の提出に際しての留意事項

(1) 失格または無効

本実施要領に定める手続き以外の方法により、参加者が審査委員又は関係者に本プロポーザルに関する援助を直接又は間接に求めた場合、その参加者を失格とします。

また、提出書類が次のいずれかに該当した場合についても同様とします。

ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの

イ 作成様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないもの

ウ 記載すべき内容の全部または一部が記載されていないもの

エ 虚偽の内容が記載されているもの

オ 委託料の上限を超過しているもの

(2) 複数提案の禁止

プロポーザルの参加者は、複数の提案書の提出を行うことはできません。

(3) 辞退

参加表明書の提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

(4) 費用負担

プロポーザルに要する経費等は、すべて提案者の負担とします。

(5) その他

ア 参加者は、参加表明書の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとみなします。

イ 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがあります。

ウ 提出された企画提案書等は、返却しません。

エ 指定する日時、場所において提示がなかった場合及びこの要領に定める事項に反する提示があった場合には、その企画提案は無効とします。

オ 採用した企画提案内容を一部変更する場合があります。

カ 提出された企画提案書等は、福島県情報公開条例（平成12年条例第5号）

に基づく情報公開請求の対象となります。

10 プロポーザルの審査に関する事項

(1) 審査方法

事前に提出を求める企画提案書に基づくプレゼンテーションを実施し、審査会でのヒアリングによりこれを総合的に評価し、業務委託予定者（単独随意契約の予定者）を選定します。

(2) 審査会（プレゼンテーション）

ア 開催日時

令和3年8月30日（月）午後（予定）

イ 所要時間

プレゼンテーションの持ち時間は1社15分とします。

プレゼンテーション10分経過と14分経過後にそれぞれベルを鳴らしますので、進行の参考としてください。また、15分経過後に終了のベルを鳴らしますので、速やかにプレゼンテーションを終了してください。その後、10分程度の質疑応答を行います。

ウ 実施方法

Zoomによる審査会とします。

エ その他

(ア) 正式な開催日時及び実施方法は、別途通知します

(イ) 追加資料の配付・使用は認めません。

(3) 審査基準及び配点

| 審査項目及び配点 | | 評価の視点 |
|-------------|---------|---|
| 業務理解 | | |
| (10点) | 現状・業務理解 | フレイルに関する知識や対策の現状についての的確に把握しているか。また、企画に反映されているか。 |
| 業務遂行能力等 | | |
| (20点) | 業務体制 | 業務を実施する上で十分な体制であるか。 |
| | スケジュール | 委託業務完了までの無理のない業務実施工程となっているか。 |
| | 業務実績 | 本業務と類似の業務の受注実績があるか、又は情報発信等に関して特筆すべき業務成果があるか。 |
| 企画提案 | | |
| 内容 (70点) | 企画性① | ターゲットの特性に応じた企画提案となっているか。 |
| | 企画性② | 提案内容は、本事業の目的を達成するのに十分な訴求力があるか。 |

| | | |
|--|------------|-----------------------------|
| | 企画性③ | より多くの県民に周知を図る工夫がなされているか。 |
| | 事業効果の設定と検証 | 提案内容の効果の設定と検証方法の提案がなされているか。 |
| | 付加的な提案 | 独創的且つ活用可能な企画が盛り込まれているか。 |
| | 事業費の妥当性 | 事業費（見積書）の積算は適切か。 |

(4) 結果の通知・公表

審査会の結果は、企画提案の採用、不採用に係わらず、書面により後日通知します。なお、審査結果に対する異議申し立て、質問等は受け付けません。

また、選定結果通知日翌日以降に、業務委託予定者の名称を福島県ホームページに公表します。

11 契約の締結等

(1) 委託契約の手続き

福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）に定める随意契約により、業務委託予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認した上で業務受託者として決定し、委託契約を締結するものとします。

また、委託契約候補者は、契約締結時に同規則に定める契約保証金を納付しなければならないものとします。

ただし、同規則第229条各号に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することがあります。

(2) 仕様書の協議

委託契約に係る仕様書は業務委託予定者が提案した内容を基本としますが、県と業務委託予定者との協議により内容を一部変更する場合があります。

(3) 契約金額の決定

協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取し決定します。

なお、見積金額は委託契約の上限額を超えないものとします。

(4) 委託料の支払い

委託料の支払いは、委託業務完了後を原則としますが委託業務の円滑な実施のため、委託料の一部を前金払することができることとします。

(5) その他

業務委託予定者と県との間で行う協議が整わない場合、又は業務委託予定者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった参加者と協議します。

12 問合せおよび各種書類の提出先

〒960-8670

福島県福島市杉妻町2番16号（西庁舎7階）

福島県保健福祉部健康づくり推進課（担当：山寺）

電話 024-521-7165 F A X 024-521-2191

メール [houkatsu@pref.fukushima.lg.jp](mailto:hokatsu@pref.fukushima.lg.jp)